特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
22	児童扶養手当に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

厚木市は、児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

厚木市長

公表日

令和8年11月11日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	・父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給する。 厚木市は、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 ①児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ②　児童扶養手当法による児童扶養手当証書に関する事務 ③　児童扶養手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ④児童扶養手当の未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ⑤児童扶養手当の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑥公金受取口座情報を利用した給付等に関する事務
③システムの名称	児童扶養手当システム 宛名管理システム 中間サーバー 中間サーバコネクタ

2. 特定個人情報ファイル名
受給者情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表56の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報提供の根拠） 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第17、20、42、53、76、89、90、125、141、155、161の項 （情報照会の根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　81の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康こどもみらい部 子育て給付課
②所属長の役職名	子育て給付課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	厚木市 総務部 行政総務課 情報公開・法制係 住　　所：〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号：046-225-2287
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	厚木市　健康こどもみらい部　子育て給付課 こども家庭支援係 住　　所：〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号：046-225-2241
9. 規則第9条第2項の適用	**[　　]適用した**
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年9月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年9月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[　]接続しない（入手）　[　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	原則として、申請者からマイナンバー情報の提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの信性性の確認を行っている。また、申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ住基ネット照会を行っており、この場合は4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。特定個人情報の記載がある申請書等の保管や廃棄については、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［ ○ ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、顔認証とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施機関における担	こども未来部　こども家庭課	こども未来部 子育て給付課	事後	機構改革に伴う、課等の変更であり、重要な変更に該当
平成31年4月1日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施機関における担	こども家庭課長	子育て給付課長	事後	機構改革に伴う、課等の変更であり、重要な変更に該当
平成31年4月1日	Ⅰ　関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂	〒243－8511 神奈川県厚木市中町3丁目17番17号	厚木市 総務部 行政総務課 情報公開係 住　　所：〒243-0811厚木市中町3丁目17番	事後	機構改革に伴う、課等の変更であり、重要な変更に該当
平成31年4月1日	Ⅰ　関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱	〒243－8511 神奈川県厚木市中町3丁目17番17号	厚木市　こども未来部　子育て給付課 ひとり 厚意見支援係	事後	機構改革に伴う、課等の変更であり、重要な変更に該当
平成31年4月1日	Ⅰ　関連情報 9. 個人のプライバシー等の権	厚木市は、厚意扶養手当に関する事務にお ける特定個人情報ファイルの取り扱いに当た	厚木市は、厚意扶養手当に関する事務にお ける特定個人情報ファイルの取り扱いに当た	事後	文言の誤りを修正したものであり、重要な変更に該当しない。
平成31年4月1日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施機関における担	子育て給付課長　柏木　毅	子育て給付課長　柏木　浩	事後	人事異動に伴う、その他の項目の変更であり、重要な
平成31年4月1日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施機関における担	子育て給付課長　柏木　浩	子育て給付課長	事後	様式変更に伴う変更であり、重要な変更に該当しない。
平成31年4月1日	主しい値判断項目 1 対象人数	平成28年4月30日時点	平成31年2月1日時点	事後	計画の時点変更であり、重要な変更に該当しない。
平成31年4月1日	Ⅳ　リスク対策	-	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変
令和3年6月30日	Ⅰ　関連情報 2. 特定個人情報の開示・訂	厚木市　総務部 行政総務課 情報公開係 住　　所：〒243-0811厚木市中町3丁目17番	厚木市　総務部 行政総務課 情報公開・法制 係	事後	係の名称の変更であり、重要な変更に該当しない。
令和3年7月1日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシ	番号法第19条第7項及び別表第2 （別表第2における情報提供の根拠）	番号法第19条第8号及び別表第2 （別表第2における情報提供の根拠）	事後	番号法改正に伴う変更であり、重要な変更に該当しな
令和3年7月1日	Ⅰ　関連情報 1. 特定個人情報ファイルを	完全技重手当システム 宛名管理システム	完全技重手当システム 宛名管理システム	事後	不足していたシステムを新たに追加で記載したものであり、
令和3年7月1日	Ⅰ　関連情報 4.情報提供ネットワークシス	番号法第19条第8号及び別表第2 （別表第2における情報提供の根拠）	番号法第19条第8号及び別表第2 （別表第2における情報提供の根拠）	事後	不足していた機能を追加で記載したものであり、重要な
令和3年7月1日	Ⅳ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの	委託しない	特に力を入れている	事後	内部監査に伴う変更であり、重要な変更に該当しない。
令和3年7月1日	Ⅳ リスク対策 9. 監査	自己点検	特に点検	事後	監査の実施状況を変更するものであり、重要な変更に該
令和3年7月1日	Ⅰ　関連情報 8. 特定個人情報ファイルの	厚木市　こども未来部　子育て給付課 ひとり 親家庭支援係	厚木市　こども未来部　子育て給付課 こども 家庭支援係	事後	係の名称の変更であり、重要な変更に該当しない。
令和3年7月1日	Ⅰ　関連情報 1. 特定個人情報ファイルを	・父又は母と生計を同じくしていない児童が 育成される家庭の生活の安定と自立の促進	・父又は母と生計を同じくしていない児童が 育成される家庭の生活の安定と自立の促進	事前	公安委員会事務機能を利用するために修正
令和3年7月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年2月1日時点	令和4年11月1日 時点	事前	公安委員会事務機能を利用するために修正
令和3年7月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年2月1日時点	令和4年11月1日 時点	事前	公安委員会事務機能を利用するために修正
令和3年7月1日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施機関における担	こども未来部 子育て給付課	健康こどもみらい部 子育て給付課	事後	機構改革に伴う、課等の変更であり、重要な変更に該当
令和3年7月1日	Ⅰ　関連情報 8. 特定個人情報ファイルの	厚木市　こども未来部　子育て給付課 こども 家庭支援係	厚木市　健康こどもみらい部　子育て給付課 こども家庭支援係	事後	機構改革に伴う、課等の変更であり、重要な変更に該当
令和3年8月4日	Ⅳ リスク対策 9. 人手を介在させる作業	—	新様式に伴い新たに記載	事後	様式変更に伴う修正であり、重要な変更に該当しない。
令和3年8月4日	Ⅳ リスク対策 10. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	新様式に伴い新たに記載	事後	様式変更に伴う修正であり、重要な変更に該当しない。
令和3年8月4日	Ⅰ　関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項　別表第1の37の項	番号法第9条第1項及び別表59の項	事後	法改正に伴う修正であり、重要な変更に該当しない。
令和3年8月4日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 （情報提供の根拠）	番号法第19条第8号及び別表第2 （別表第2における情報提供の根拠） ：13, 16, 26, 30, 47, 64, 65, 87, 106, 116の項	（情報提供の根拠） 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第17, 20, 42, 89, 90, 125, 141, 155, 161の項	事後	法改正に伴う修正であり、重要な変更に該当しない。
令和3年8月4日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 （情報照会の根拠）	番号法第19条第8号及び別表第2 （別表第2における情報照会の根拠） ：57の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81の項	事後	法改正に伴う修正であり、重要な変更に該当しない。
令和3年12月1日	Ⅰ　関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給する。 厚木市は、行政手続きにおける特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（以下「番号法という。）の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 ①児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ②児童扶養手当法による児童扶養手当証書に関する事務 ③　児童扶養手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ④児童扶養手当の支給に関する事務 ⑤児童扶養手当の額の改定の届出、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑥公金受取口座情報を利用した給付等に関する事務	・父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給する。 厚木市は、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（以下「番号法という。）の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 ①児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ②児童扶養手当法による児童扶養手当証書に関する事務 ③　児童扶養手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ④児童扶養手当の支給に関する事務 ⑤児童扶養手当の額の改定の届出、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑥公金受取口座情報を利用した給付等に関する事務	事後	記載内容の変更であり、重要な変更に該当しない。
令和3年12月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年11月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	記載内容の変更であり、重要な変更に該当しない。
令和3年12月1日	Ⅳ リスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	自己点検に伴う変更であり、重要な変更に該当しない。
令和3年12月1日	Ⅳ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	自己点検に伴う変更であり、重要な変更に該当しない。
令和3年12月1日	Ⅳ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	自己点検に伴う変更であり、重要な変更に該当しない。
令和3年12月1日	Ⅳ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	自己点検に伴う変更であり、重要な変更に該当しない。
令和3年12月1日	Ⅳ リスク対策 5. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	自己点検に伴う変更であり、重要な変更に該当しない。
令和3年12月1日	Ⅳ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対応は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	自己点検に伴う変更であり、重要な変更に該当しない。
令和3年12月1日	Ⅳ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	自己点検に伴う変更であり、重要な変更に該当しない。
令和3年12月1日	Ⅳ リスク対策 9. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	自己点検に伴う変更であり、重要な変更に該当しない。
令和3年12月1日	Ⅳ リスク対策 10. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発	特に力を入れている	十分に行っている	事後	自己点検に伴う変更であり、重要な変更に該当しない。
令和3年12月1日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	特に力を入れている	十分である	事後	自己点検に伴う変更であり、重要な変更に該当しない。
令和3年12月1日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 （情報照会の根拠）	（情報提供の根拠） 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第17, 20, 42, 89, 90, 125, 141, 155, 161の項 （情報照会の根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81の項	（情報提供の根拠） 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第17, 20, 42, 53, 76, 89, 90, 125, 141, 155, 161の項 （情報照会の根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　81の項	事後	自己点検に伴う変更であり、重要な変更に該当しない。